

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

### 香川県人事委員会規則第10号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年香川県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 給与条例第14条の3第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 給与条例第14条の3第3項第1号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>第3条 給与条例第14条の3第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号に掲げる職員 6,000円</p> <p>(2) 前条第1項第2号に掲げる職員 5,000円</p> <p>(3) 前条第1項第3号に掲げる職員 4,300円</p> <p>(4) 前条第1項第4号に掲げる職員 3,500円</p> <p>(5) 前条第1項第5号に掲げる職員 3,000円</p> <p>2 給与条例第14条の3第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 給与条例第14条の3第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 給与条例第14条の3第2項ただし書の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第3条 略</p>

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。